

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

平成27年4月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
給与等システムのソフトウェアの使用及びサポート並びにハードウェア保守契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区笹屋町本 西入笹屋四丁目273番3	会計法第29条の3第4項に該当。 導入しているシステムのプログラムの 著作権を有する開発業者であり、 他社には対応できないため。	2,261,520	2,261,520	100.00	0	-	-	-	
徳島公共職業安定所来客者 用駐車場賃借契約 47台 分	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	株式会社尾形建築 板野郡北島町鯛浜字西ノ須 51-117	会計法第29条の3第4項に該当。 当該安定所の周辺地域で、40台 以上の駐車場を借り上げ可能な場 所がなく、契約の性質上競争を許 さないため。	4,568,400	4,568,400	100.00	0	-	-	-	
徳島公共職業安定所駐車場 賃借契約 10台分	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	土地所有者	会計法第29条の3第4項に該当。 当該安定所の周辺地域で、10台 の駐車場を借り上げ可能な場所が なく、契約の性質上競争を許さな いため。	960,000	960,000	100.00	0	-	-	-	
鳴門公共職業安定所庁舎敷 地賃借契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	鳴門市 鳴門市撫養町南浜字東浜 170	会計法第29条の3第4項に該当。 前年度に引続き土地を利用するも のであり、契約の性質上競争を許 さないため。	813,958	813,958	100.00	0	-	-	-	
駅のハローワーク建物賃借 契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	JR徳島駅ビル開発株式会社 徳島市寺島本町西1丁目61	会計法第29条の3第4項に該当。 付属施設に係る建物賃借契約 であり、契約の性質上競争を許さ ないため。	12,533,700	12,533,700	100.00	0	-	-	-	
駅のハローワーク とくしま職 者総合支援センター賃借	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	JR徳島駅ビル開発株式会社 徳島市寺島本町西1丁目61	会計法第29条の3第4項に該当。 付属施設に係る建物賃借契約 であり、契約の性質上競争を許さ ないため。	1,352,352	1,352,352	100.00	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

平成27年4月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成27年度 専門家派遣・相談等支援事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月13日	徳島県社会保険労務士会 徳島市南末広町5番8-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 企画競争を実施。	3,704,000	3,703,181	99.97	0	-	-	-	
平成27年度 医療労務管理支援事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	徳島県社会保険労務士会 徳島市南末広町5番8-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 企画競争を実施。	4,451,000	4,449,256	99.96	0	-	-	-	
平成27年度 訓練受講前に実施するキャリア・コンサルティング推進事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部 愛媛県松山市味酒町1丁目3番地	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 企画競争を実施。	20,883,000	20,872,684	99.95	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	社会福祉法人愛育会 板野郡松茂町笹木野字八北開拓236-1	会計法第29条の3第4項に該当。 実施要綱において、都道府県知事の推薦があった法人に委託することとされており、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	21,004,000	21,004,000	100.00	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	社会福祉法人池田博愛会 三好市池田町州津滝端 1271-7	会計法第29条の3第4項に該当。 実施要綱において、都道府県知事の推薦があった法人に委託することとされており、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	18,581,000	17,304,000	93.12	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月1日	社会福祉法人柏涛会 海部郡美波町北河内字本村344-1	会計法第29条の3第4項に該当。 実施要綱において、都道府県知事の推薦があった法人に委託することとされており、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	12,428,000	12,412,000	99.87	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

平成27年4月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成27年度 高齢者活躍人材育成事業 委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月9日	公益社団法人徳島県シル バー人材センター連合会 徳島市出来島本町1丁目42	会計法第29条の3第4項に該当。 実施要綱において、委託先として 都道府県知事が指定する唯一の 団体で、契約の性質又は目的が 競争を許さないため。	23,147,000	22,641,055	97.81	1	公社	都道府県所管	1	
平成27年度 シニアワークプログラム地域事 業	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 三浦 裕幸 徳島市徳島町城内6-6	平成27年4月3日	公益社団法人徳島県シル バー人材センター連合会 徳島市出来島本町1丁目42	会計法第29条の3第5項に該当。 競争入札に付したが、落札者がい ないため。	24,399,653	24,399,360	99.99	1	公社	都道府県所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。